

○ 財務省告示第二百八十六号	平成三十一年十一月六日	利付国庫債券(五年)へ第百三十回	財務大臣 麻生太郎	省令第三十号) 第五条第十一項の規定に基づき、	条件等を次のとおり告示する。
イ 方募入価格決定の	四 発行方法	三 用振替法の適用	二 法律及びその根拠	一 名称及び記述	〇 平成三十年十月十七日に発行した利付国債の発行
當も各申かる。らしきのうち応募額を順次割り	価格を場で競争う。札入札の適用を受けるものとし、その規定によつて、	価格を競争に付して行われる。その規定によつて、	社債、株式等の振替に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十七條第一項及び第六十二条第一項	特別会計に関する法律(平成十七年法律第二十三号)第四十七條第一項	利付国庫債券(五年)へ第百三十回
格国定特あ争入。競債め別つ入札市参て札発行も加。札特の者財務別にごと大行參よと大行參よとに行。と者發応がわれい・行募各る。う第へ限國る。I以度債入。非下額市札格競入	価格を競争に付して行われる。その規定によつて、	価格競争入札とされる。その規定によつて、	振替機関は日本銀行とし、	振替法(平成十三年法律第七十五号)の規定によつて、	振替法(平成十三年法律第七十五号)の規定によつて、

七 口 イ 払	六 口 イ 発
行争非者特国入価込 入価・別債札格 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競I加場
二三二一 万千十兆 円六六六 百万千 四円四 十百 三九 億十 八八 千億 四四 百千 三八 十百	でた条特十金し二千額發四う億額 三利第別五額た条八面行十ち円面 千付一會万で利第百金し七、金 六国項計円一付一四額た条特 百債のに兆国項十で利第別 十に規関千債の五四付一會 六つ定す八に規万千国項計 億いにる百つ定円五債のに 円て基法九いに、百に規関 、づ律億て基同六つ定す 額き第四はづ法十いにる 面發四千、き第三て基法 金行十百額發六億はづ律 額し七五面行十五、き第
	込募各 み限國 の度債 応額市 募の場 額範特 を圃別 割内參 りに加 当お者 ていご るてと 。各の 申応

	十 四	十 三 二	十 口 イ 一	十 八 發	九 振 額 最 低 額 面 金 位
額 面 金 額	規 下 は 期 た 期 平 定 、 、 が 金 と 成 す 次 そ 銀 額 し 三 る 号 の 行 を 、 十 期 及 翌 休 支 次 一 日 び 營 業 に 第 業 日 つ 十 日 い 六 に 當 て 号 支 同 に 払 じ お う る 。 い へ と 支 出 支 。 て 以 き 払 し 払	額 面 金 額 の 総 額 の 總 額 支 次 一 年 × う 算 三 。 式 月 に た に 二 × だ よ 十 し り 日 、 算 を 。 い へ と 支 出 支 。 て 以 き 払 し 払	る 定 り 払 募 年 。 す 算 込 入 ○ る 出 金 決 ・ 期 し 額 定 一 日 た に の パ に 金 加 通 । 払 額 え 知 セ い を 、 を ン 込 第 次 受 ト む 二 の け も 十 算 た の 号 式 者 と に に は す 規 よ ,	錢 額 錢 額 平 す 額 の 振 面 以 面 成 る の 記 替 金 上 金 三 .整 載 法 額 の 額 十 数 又 百 そ 百 年 百 れ 円 十 月 金 ぞ に 月 金 に づ れ つ 月 金 き 七 に 、 る 百 応 百 円 募 円 七 価 七 十 格 十 七 六	五 万 円 規 定 は 倍 は 規 定 に 金 録 に 額 は よ る に 、 る 最 振 替 低 替 口 額 面 金 位

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每
成 務 本 面 成 子 、 支 年
三 大 銀 金 三 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
年 か 百 五 払 日 と 二
十 ら 円 年 う 以 し 十
月 通 に 九 ° 前 、 日
十 知 つ 月 六 各 及
七 を き 二 月 支 び
日 受 百 十 間 払 九
け 円 日 に 期 月
た 属 に 二
者 す お 十
る い 日